

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	名護市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県名護市長

## 公表日

令和6年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する業務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1. 保健指導の実施または保健指導をうけるための勧奨 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査(妊産婦・1歳6ヶ月児・2歳児歯科・3歳児)又は健康診査をうけることの勧奨 4. 妊娠の届出の受理 5. 親子(母子)健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 7. 低出生体重児の届出 8. 未熟児の訪問指導の実施 9. 養育医療の給付及び自己負担金の徴収 10. 母子健康包括支援センター運営事業の実施 11. 妊娠・出産包括支援事業(産前産後サポート事業・産後ケア事業)の実施 12. マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用して、母子保健法に基づく申請を受領 13. 出産・子育て応援給付金事業の実施
③システムの名称	①健康管理システム、②中間サーバー、③団体内統合宛名システム、④サービス検索・電子申請機能、⑤申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [ 実施する ]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3、第44条  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </small>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </small>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月25日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		IV リスク対策 追加	事後	新様式による追加
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(70の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署	名護市市民福祉部健康増進課	名護市 市民部 健康増進課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課情報政策係 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市市民福祉部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	3. 健康診査(妊婦・1歳6ヶ月児・2歳児歯科・3歳児)又は健康診査をうけることの勧奨	3. 健康診査(妊産婦・1歳6ヶ月児・2歳児歯科・3歳児)又は健康診査をうけることの勧奨 10. 母子健康包括支援センター運営事業 11. 妊娠・出産包括支援事業(産前産後サポート事業・産後ケア事業)	事後	
令和4年3月1日	I 3. 個人番号利用 法律上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 49項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する業務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1～11 省略	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する業務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1～11 省略 12. マイナポータルサービスの検索・電子申請機能を利用して、母子保健法に基づく申請を受領	事後	
令和5年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システム名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、 新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び に乳幼児の健康の保持及び増進に関する施 策を実施する業務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次 の事務に利用する。 1～12 省略	母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、 新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び に乳幼児の健康の保持及び増進に関する施 策を実施する業務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次 の事務に利用する。 1～12 省略 13. 出産・子育て応援給付金事業の実施	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	